平成27年9月24日 行 財 政 局 (総務部総務課222-3045)

公立大学法人京都市立芸術大学の平成26年度業務実績に関する 評価結果報告について

公立大学法人京都市立芸術大学(以下,「法人」という。)の各事業年度の業務実績については、地方独立行政法人法(以下,「法」という。)第28条に基づき、地方独立行政法人評価委員会(以下,「評価委員会」という。)による評価を受けることとなっています。

この度,評価委員会において平成26年度業務実績評価が行われ,「公立大学法人京都市立芸術大学平成26年度業務実績評価書」により報告がありましたので,お知らせします。

1 評価結果の概要

- (1) 全体評価(別添 業務実績評価書 P. 3)
 - ・ 平成26年度に受けた大学基準協会による大学評価(認証評価)においても、一部改善が指摘されているものの、大学基準に適合していると認定されており、教育・研究に関する事項についても、概ね順調に取組が進んでいるものと確認された。

 - ・ ただし、より一層の取組が期待される点もあり、今回の評価結果を十分と することなく、取組を強化し、更なる自己改革、自己改善に努められたい。
- (2) 項目別評価(別添 業務実績評価書 P. 5~)

項目	判断基準	S	A	В	С	D
第1	大学の教育研究等の質の向上に関する目標	(中期計	一画終了後	に総括的	に評価する	る項目)
第2	業務運営の改善及び効率化に関する目標		0			
第3	財務内容の改善に関する目標		0			
第4	自己点検・評価及び情報の提供に関する目標		0			
第5	その他の業務運営に関する重要目標		0			

※評価の判断基準

- S 中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
- A 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。
- B 中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる。
- C 中期計画の達成のためにはやや遅れている。
- D 中期計画の達成のためには重大な改善事項がある。

2 評価委員会について

(1) 設置の趣旨

法人の業務実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにする等のため、法により市長の附属機関として京都市に設置することが義務づけられているもの

(2) 公立大学法人京都市立芸術大学委員名簿

(平成27年8月4日現在)

	いたか位高	こうし 光司	京都経営者協会顧問
	おおた太田	こうじん 耕人	京都教育大学教育学部教授
0	かわむら	ましま能夫	龍谷大学研究フェロー・地域連携フェロー(名誉教授)
	きょの 清野	まりう	公認会計士
	なかにし	たえ子	株式会社鼓月取締役会長

◎は委員長

(五十音順・敬称略)

3 業務実績評価書の公開について

業務実績評価書については,京都市及び京都市立芸術大学のホームページで公開しています。

(京都市情報館)

URL http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/50-2-4-0-0-0-0-0-0.html (京都市立芸術大学)

URL http://www.kcua.ac.jp/profile/plan/